

# マイナンバーカード(個人番号カード)利用のご案内

## 1 マイナンバーカードの利用と取扱い

### マイナンバーカードの安全性

対面でもオンラインでも使える公的な本人確認書類です。  
マイナンバーの他に、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。

おもて

顔写真付き！  
対面での本人確認書類に！



うら

ICチップ付き！  
オンラインでの本人確認に！



なりすましはできません。

顔写真入りのため、  
対面での悪用は困難です。

プライバシー性の高い  
個人情報が入っていません。

ICチップ部分には、  
税や年金などの個人情報  
は記録されません。

電子証明書を使うため、  
オンラインでの利用には  
マイナンバーは  
使われません。

マイナンバーを  
見られても悪用は困難です。

マイナンバーを利用するには、  
顔写真付き本人確認書類などの  
本人確認があるため、悪用は困難です。

※マイナンバーカードの有効期限は、マイナンバーカード発行の日から18歳以上の場合は10回目の誕生日、18歳未満の場合は5回目の誕生日までです。(外国人住民の方(特別永住者、永住者及び高度専門職第2号を除く)のマイナンバーカードの有効期限は、在留期間の満了日等までです。)

※電子証明書の有効期限は、電子証明書発行の日から5回目の誕生日(またはマイナンバーカードの有効期限)までです。

マイナンバーカードに格納される電子証明書(取得は任意)を利用することで、コンビニエンスストア等で住民票の写しや印鑑登録証明書等を取得できるほか、ご自宅のパソコンからインターネットを利用して地方税や国税の申告が行える「eLTAX」及び「e-Tax」も利用できます。

マイナンバーカードのおもて面(顔写真が印刷されている面)は、マイナンバーカードの所有者が同意する場合には誰でもコピーすることが可能です。一方、マイナンバーカードの裏面に記載されている個人番号については、マイナンバー(個人番号)を利用可能な手続きに限りコピーが許されています。

※マイナンバーカードを本人確認書類として取り扱うかどうかは、最終的には各事業者側の判断となりますので、一部の事業所では利用できない場合があります。

※令和6年12月2日以降は、申請時に1歳未満の場合、顔写真がないマイナンバーカードが発行されます。

## 2 マイナンバーカードの管理と暗証番号の扱い

- ① マイナンバーカードは紛失、盗難等のないよう大切に取扱いしてください。
- ② マイナンバーカードに設定した暗証番号は他人に知られないように十分注意してください。なお、暗証番号を忘れた場合、市役所又は出張所、マイナンバーカード臨時交付会場の窓口で本人確認を行ったうえで、再設定を行う必要があります。

### ☆3 マイナンバーカードの有効期間

#### 【 日本人住民の方 】

18歳以上の方 …… 発行日後の10回目の誕生日まで

18歳未満の方 …… 発行日後の5回目の誕生日まで

#### 【 外国人住民の方 】

在留期間に限りのある方 …… 在留期間の満了日まで

在留期間に限りのない方(永住者・特別永住者等) …… 下記のとおり

18歳以上の方 …… 発行日後の10回目の誕生日まで

18歳未満の方 …… 発行日後の5回目の誕生日まで

(注)マイナンバーカードの更新は、有効期間内に市役所又は出張所、マイナンバーカード臨時交付会場の窓口で申請が必要です。更新の申請については有効期間の満了の3か月前より可能となります。

### ☆4 引越し等に伴うマイナンバーカードの券面情報の変更

引越しや婚姻等でマイナンバーカードの券面に記載された住所、氏名等が変更となった場合、転入届や婚姻届等の提出に併せて、マイナンバーカードを窓口にお持ちください。新たな住所や氏名等を追記欄に記載します。

※券面の追記欄が埋まった場合は、マイナンバーカードの再発行が必要となります。なお、その際の再発行手数料は無料となります。

※市を転出して他の市町村へ転入の届出を行う際、継続利用申請を行うことでマイナンバーカードを新しい市町村でも利用することができます。継続利用の手続き後は、マイナンバーカードの券面の追記欄に新しい住所が記載されます。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、マイナンバーカードの継続利用はできません。

- ① 転入の届出をせずに、転出予定日から30日を経過した場合
- ② 転入の届出をせずに、転入した日から14日を経過した場合
- ③ 転入の届出後、継続利用手続きをせずに90日を経過した場合
- ④ ICチップの破損等により、ICカードとして機能しない場合

## ☆5 マイナンバーカード紛失等の場合

- ① マイナンバーカードを紛失した場合には、直ちに以下のいずれかの電話番号(紛失等の場合には365日24時間対応)に連絡し、マイナンバーカードの電子証明書等の機能の一時停止手続きを行ってください。

- ・マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）0120-95-0178
- ・個人番号カードコールセンター（有料）0570-783-578（繋がらない場合は 050-3818-1250）
- ・聴覚障がい者専用お問い合わせFAX番号（無料）0120-601-785

- ② 自宅以外での紛失・盗難は警察に遺失物等の届出をしてください。
- ③ マイナンバーカードを紛失等し、または著しく損傷した結果、マイナンバーカードの再交付を希望する場合には、窓口で再交付の申請を行っていただく必要があります。その際、紛失の場合は警察署等から出される遺失届をお持ちください。(焼失の場合は消防署等から出される罹災証明書)また、著しく損傷したマイナンバーカードについては、窓口までお持ちください。なお、紛失等に伴う再交付(通常発行)の際には手数料(マイナンバーカード発行手数料800円、電子証明書200円)がかかります。

なお、マイナンバーカード機能の一時停止後にマイナンバーカードが見つかった場合は、窓口にて一時停止の解除手続きをお願いします。

## 6 外国人住民の方が在留期間を更新した場合

**If you have extended your period of stay...An update to the information printed on your Individual Number Card is required.**

In the event your period of stay is updated, this information will not automatically be reflected on your Individual Number Card. Please bring your card to your local municipal office for processing.

在留期間に限りのある方が在留期間を更新した場合、マイナンバーカードの有効期間変更手続きが必要です。在留期間更新後、市役所又は出張所、マイナンバーカード臨時交付会場の窓口でマイナンバーカードの有効期間変更手続きをお願いいたします。追記欄に新たな有効期限を記載します。

### ※注意※

以下に該当する場合は、有効期間変更手続きができませんのでご注意ください。

- ① すでにマイナンバーカードの有効期間が満了していた場合
- ② 追記欄が埋まっていた場合
- ③ ICチップの破損等により、ICカードとして機能しない場合

手続きの詳細については、以下の船橋市ホームページをご覧ください。  
<https://www.city.funabashi.lg.jp/kurashi/koseki/006/0001/p112490.html>



## ★7 マイナンバーカードでの各種証明書のコンビニ交付

コンビニ等で証明書を取ることができます



マイナンバーカードがあれば、  
コンビニ等のマルチコピー機で

- ✓ 住民票の写し
  - ✓ 印鑑登録証明書
  - ✓ 戸籍謄抄本
  - ✓ 課税（非課税）証明書
- がお取りいただけます。

本籍地のコンビニ  
交付対応状況



コンビニ交付利用時間

←コンビニ端末の操作方法

戸籍利用登録方法→




- 住民票の写し、印鑑登録証明書
- 課税（非課税）証明書

平日・土日祝日 午前6時30分～午後11時  
※年末年始（12/29～1/3）は利用不可

- 戸籍謄抄本

平日（月～金） 午前9時～午後5時  
※ 土日祝日、年末年始（12/29～1/3）は利用不可  
※ 本籍地と住所地の自治体異なる場合は事前に利用登録が必要

※利用者証明用電子証明書（数字4桁の暗証番号）が必要です。  
（有効期限を過ぎた場合、窓口での更新手続きが必要です。）  
※本籍地が船橋市以外の方は、本籍地の自治体がコンビニ交付に  
対応しているか本籍地へご確認ください。

種類	注意事項
住民票の写し	世帯全員、世帯の一部記載の住民票が取得可能 ※マイナンバー記載可 ※住民票コード記載不可
印鑑登録証明書	住民登録地が船橋市の方で、印鑑登録をしている方のみ取得可能
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	本籍地及び住民登録地が船橋市である方は即日取得可能 ※外国籍の方は取得不可
課税（非課税）証明書	取得条件等の詳細につきましては、税務課 HP をご覧ください。 ○問い合わせ先 税務課 047-436-2202 税務課 HP→ 

- (注1) 本籍地と現住所地の市区町村が異なる場合(例:本籍地=千葉市、現住所地=船橋市)は、事前に利用申請が必要です。利用申請の方法については、本籍地の市区町村へお問い合わせください。
- (注2) (注1)について、電子証明書の更新後は、再度利用申請が必要になります。
- (注3) 暗証番号をお忘れになった場合、電話や窓口での回答は一切できません。窓口にお越しいただき、暗証番号再設定のお手続きをお願いいたします。
- (注4) 住民票コード、亡くなられた方の記載、2つ以上前の住所等は、コンビニ交付ではお取り扱いいただけませんのでご了承ください。
- (注5) 上記利用時間内の場合でも、システムメンテナンス等により、各種証明書のコンビニ交付サービスがご利用できない場合がございますのでご了承ください。
- (注6) コンビニエンスストア等で各種証明書を取得しても、内容や履歴が保存されることはありません。

## ☆8 市役所や出張所、連絡所の印鑑証明書の交付について

市役所や出張所、連絡所の窓口で印鑑登録証明書の交付を受ける場合、従来と同様に印鑑登録証のご提示が必要です。印鑑登録証は大切に保管してください。

## 9 顔認証マイナンバーカードについて

顔認証マイナンバーカードとは、暗証番号を不要としたマイナンバーカードです。本人確認書類としてご利用いただけますが、マイナポータルでのお手続きや各種証明書のコンビニ交付等、暗証番号を必要とするお手続きではご利用できませんのでご注意ください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

## 10 その他

以上のほか、マイナンバーカードの利用に関する情報については、各ホームページをご覧ください。

・総務省 マイナンバー制度とマイナンバーカード

[https://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)



・地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>



・デジタル庁 マイナポータル(健康保険証の利用について)

[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)



# 電子証明書 利用のご案内

マイナンバーカードの交付申請の際に、電子証明書の発行を希望された方は以下をご参照ください。

## 1 電子証明書について

電子証明書は「2種類」あります。

- ① 署名用電子証明書（暗証番号は6～16桁のアルファベットの英文字と数字を組み合わせたものです。）  
氏名・住所・生年月日・性別の4情報が記載されており、インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。「作成・送信した電子文書が、あなたが作成した真正なものであり、あなたが送信したものであること」を証明することができます。暗証番号は6桁以上、16桁以下の英数字で設定でき、英字は大文字の A から Z まで、数字は0～9までが利用可能で、いずれも1つ以上使用が必要となります。  
（例） e-Tax、ふるさと納税、銀行口座の開設、運転免許証との一体化手続き
- ② 利用者証明用電子証明書（暗証番号は4桁の数字です。）  
インターネットサイトやコンビニエンスストア等の端末にログインする際に利用します。「ログインした者が、あなたであること」を証明することができます。  
（例） 健康保険証としての利用、マイナポータル等へのログイン、コンビニ交付サービスの利用

### **《電子証明書を自宅のパソコンから利用するには、次の準備が必要です。》**

- ① マイナンバーカード対応のICカードリーダライタを用意し、パソコンに接続する。  
※マイナンバーカード対応のICカードリーダライタについては、公的個人認証サービスポータルサイト (<https://www.jpki.go.jp/>)でご確認いただけます。



※住民基本台帳カードでご利用いただいているICカードリーダライタをお持ちの場合は、お持ちのICカードリーダライタがマイナンバーカードに対応しているかどうか、ICカードリーダライタのメーカーへお問い合わせをお願いします。

- ② パソコンに「利用者クライアントソフト」及び①で接続したICカードリーダライタをインストールする。  
※「利用者クライアントソフト」は上記の公的個人認証サービスポータルサイトにおいて無料でダウンロードできます。

## ☆2 暗証番号について

- ① 電子証明書は、マイナンバーカードをICカードリーダーライターにセットし、予め設定した暗証番号を入力することで利用できます。※マイナンバーカードを利用しての手続きは必ず暗証番号を使用します。
- ② 電子証明書の暗証番号を連続して間違えると（署名用電子証明書は5回、利用者証明用電子証明書は3回）ロックがかかり、利用ができなくなりますのでご注意ください。（時間経過による初期化はされません。）

※電子証明書の暗証番号のロックを解除するには、市役所又は出張所、マイナンバーカード臨時交付会場の窓口での申請が必要になります。その際、マイナンバーカードと併せて別途、運転免許証や健康保険証などの本人確認書類が必要になります。ご本人がご来庁できない場合は、船橋市役所戸籍住民課（047-436-2272）までご連絡ください。

※スマートフォンアプリを使用することで、コンビニエンスストア等のマルチコピー機でも電子証明書の暗証番号のロックの解除を行うことが出来ます。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.jpki.go.jp/jpkidreset/howto/index.html>



- ③ 暗証番号については、生年月日等の推測されやすい番号は避けていただき、マイナンバーカードに手書きしたりしないよう、確実な管理をお願いします。  
また、暗証番号については、前記「利用者クライアントソフト」を利用して、定期的に変更することをお勧めします。

## 3 署名用電子証明書の引っ越し等に伴う失効について

引っ越しや婚姻等により住所、氏名等に変更が生じた場合、署名用電子証明書は自動的に失効します。転入届や婚姻届等の提出の際に併せて、新しい署名用電子証明書の発行手続きを行ってください。なお、利用者証明用電子証明書は、引っ越しや婚姻等による住所・氏名変更によっても失効しません。

## 4 電子証明書の自発的な利用の取り止めについて

電子証明書の利用の取り止めについては、市役所又は出張所、マイナンバーカード臨時交付会場の窓口へ届出が必要です。（マイナンバーカードの紛失等によるマイナンバーカードの機能の一時停止処理後に利用を取り止める場合を含む。）

## 5 電子証明書の有効期間と更新手続きについて

### ① 有効期間

#### 【 日本人住民の方 】

15歳以上の方 …	署名用電子証明書	発行日後の5回目の誕生日まで
	利用者証明用電子証明書	発行日後の5回目の誕生日まで
15歳未満の方 …	署名用電子証明書	電子的な実印に相当するため原則として発行しない
	利用者証明用電子証明書	発行日後の5回目の誕生日まで

#### 【 外国人住民の方 】

在留期間に限りのある方 … 在留期間の満了日まで

在留期間に限りのない方(永住者・特別永住者等) … 下記のとおり

15歳以上の方 …	署名用電子証明書	発行日後の5回目の誕生日まで
	利用者証明用電子証明書	発行日後の5回目の誕生日まで
15歳未満の方 …	署名用電子証明書	電子的な実印に相当するため原則として発行しない
	利用者証明用電子証明書	発行日後の5回目の誕生日まで

※マイナンバーカードの有効期間が満了した場合には、電子証明書は失効します。

※マイナンバーカードを利用したオンラインの申請や本人確認には電子証明書が必要です。

※電子証明書の有効期限についてはマイナンバーカードのおもて面(顔写真が印刷されている面)に記載する欄がありますのでご活用ください。

※15歳未満については、電子証明書の暗証番号は法定代理人が設定します。

(注)外国人住民の方については、「在留資格、在留期間」に応じて、マイナンバーカード・電子証明書の有効期間が異なります。

② 電子証明書の更新手続きは、有効期間満了日の3か月前の翌日から市役所又は出張所、マイナンバーカード臨時交付会場の窓口で行うことができます。

## 6 その他

以上のほか、電子証明書の利用に関する情報は下記に掲載していますので、ご参照ください。

公的個人認証サービスポータルサイト  
( <https://www.jpki.go.jp/> )

